

アルコール健康障害対策理解促進経費

事業概要・目的

- アルコール健康障害対策基本法第10条において、国民に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、「アルコール関連問題啓発週間(11月10日～同月16日)」を設け、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めること、が定められている。
- アルコール関連問題啓発週間を中心に、アルコール関連問題啓発フォーラムを開催するほか、アルコール関連問題啓発用のポスター・リーフレットを配布することによりアルコール関連問題に関する広報・啓発を図る。

平成26年度の具体的取組

- アルコール関連問題について、国民一人一人が正しく理解し、関心を深めていただくため、東京、大阪でフォーラムを開催する。

【主な内容】

- ・アルコール関連問題に関する講演
- ・当事者の体験談
- ・子供の視点から描かれた絵本朗読
- ・地域の関係者、学生、事業者らの取組紹介
- ・当事者による演奏、啓発劇の上演

等

- アルコール関連問題啓発ポスターを、関係省庁の連名にて作成し、地方公共団体のほか、関係省庁の協力の下、全国の酒類販売事業場、学校関係、警察署、自動車教習所、道路運送事業団体等、合計約25万部を送付し、アルコール関連問題の啓発と周知を行う。

- アルコール健康障害対策基本法について説明したリーフレットを作成し、地方公共団体職員等が、基本法及びアルコール関連問題に関する理解を深めるツールとして、配布する。

アルコール関連問題啓発フォーラム

プログラム

- 16:00 開会挨拶 (内閣府)
- 16:05~ 講演「家族の気づき」 (女優 東 ちづる)
- 
- 16:50~ 当事者等による体験談「アルコール依存症当事者」
- 17:00~ 絵本朗読
「ボクのこと忘れちゃったの?—お父さんはアルコール依存症—」
(プルスアルハ)
- 17:15~ 休憩
- 17:25~ 当事者等による体験談「イッキ飲ませ被害者遺族」
- 17:35~ 市民団体、事業者、学生等の取組の紹介
「イッキ飲み・アルハラ防止キャンペーン」
(イッキ飲み防止連絡協議会、株式会社サン・アド、
全国大学生生活協同組合連合会、ビール酒造組合)
「事業者・学生の連携」～ダンスパフォーマンス～
(ペルノリカール、東京大学ダンスサークルWISH)
- 18:05~ 休憩
- 18:15~ 講演
「アルコールとうつ・自殺「死のトライアングル」を防ぐために」
(国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 松本 俊彦)
- 19:00 閉会

日時:平成26年11月12日(水) 16:00~19:00
会場:ヤクルトホール(東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル)

プログラム

- 14:00 開会挨拶 (内閣府・大阪府)
- 14:10~ 基調講演
「基本法が目指す社会」—基本法と地域関係機関の連携—
(関西アルコール関連問題学会会長 辻本 士郎)
- 14:30~ 大阪の関係者らによる現状の報告 (東大阪市保健所)
(大阪府寝屋川保健所)
(大阪府医師会)
(エフエム大阪)
- 15:00~ 休憩 アルコール依存症当事者バンドによる演奏 (みーるバンド)
- 15:15~ 当事者等による体験談「イッキ飲み被害者遺族」
「飲酒運転事故被害者遺族」
- 15:31~ 絵本朗読
「ボクのこと忘れちゃったの?—お父さんはアルコール依存症—」
(プルスアルハ)
- 15:46~ 当事者等による体験談「アルコール依存症者本人」
「アルコール依存症者家族」
「地域の支援者」
- 16:10~ 休憩
- 16:20~ アルコール関連問題啓発劇 (劇団いちご)
- 17:05~ 講演「ドイツにおけるアルコール対策の取組」
(大阪商業大学 教授 豊山 宗洋)
- 17:30 閉会

日時:平成26年11月10日(月)14:00~17:30
会場:エル・おおさか(大阪市中央区北浜東3-14)

アルコール関連問題啓発ポスター

アルコール関連の問題について知ってる？
本当にぜんぶ知ってる？

そう、多量飲酒などの「不適切な飲酒」で起こるのは、急性アルコール中毒やアルコール依存症だけじゃないんです。生活習慣病や臓器障害・がんなど、さらには、睡眠障害、うつ・自殺、また、飲酒の過剰や、イッキ飲ませなどのアルコール・ハラスメントも、深刻な事故を引き起こします。そして、未成年の飲酒は心身に害を与え、妊娠の飲酒は胎児に悪影響を与えます。楽しい側面もある飲酒ですが、様々な問題を引き起こしてしまっているのを知りませんか？

アルコール関連問題啓発週間 11月10日(月)～16日(日)

【東京】11月10日(月)14:00～ 【東京】11月10日(月)16:00～
【大阪】11月10日(月)14:00～ 【大阪】11月10日(月)16:00～
【名古屋】11月10日(月)14:00～ 【名古屋】11月10日(月)16:00～
【福岡】11月10日(月)14:00～ 【福岡】11月10日(月)16:00～

内閣府 健康政策課 | 厚生労働省 | 警察庁 | 国土交通省 | 建設省 | 国土交通省 | 国土交通省

アルコール関連問題啓発リーフレット (抜粋)

アルコール健康障害対策基本法 Q&A

アルコール健康障害とは？

アルコール健康障害対策基本法では以下のように定義されています。
—アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊娠の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

アルコール20gとは？



厚生労働省「健康日本21」にみる飲酒の指標

1. 未成年、妊娠はゼロに
 2. 飲むなら、「節度ある適度な飲酒」で 1日に20g（女性やお酒に弱い人は少なく）
 3. 生活習慣病のリスクが高まる飲酒に注意 男性は1日に40g以上 女性は1日に20g以上
 4. 多量飲酒はしない（さまざまな社会問題を引き起こし、アルコール依存症にもつながる） 1日に80g超
- ※一時的な多量飲酒（ボンゾヤリケンギ）も、酔いによる事故などを引き起こします

責務があるのは誰？

以下の6者の責務が規定されています。
① 基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し実施する責務
② 地方公共団体…基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務

- ③ 国の製造・販売事業者（飲用に供することを旨）…国・地方公共団体の対策に協力するとともに、事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生・進行、再発の防止に配慮する努力義務
- ④ 国…アルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払う努力義務
- ⑤ 都道府県の保健関係者…国・地方公共団体の対策に協力し、アルコール健康障害の発生・進行、再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る反響かつ適切な医療を行う努力義務
- ⑥ 都道府県事業者関係者…国・地方公共団体が実施する対策に協力する努力義務

基本理念は？

次の項目が明記されています。
●アルコール健康障害の発生・進行、再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
●アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援
●アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転・暴力・虐待・自殺等の問題に関する施策との有機的な連携

啓発週間はいつ？

11月10日～16日を「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国・地方公共団体は適宜に必要とする事業の実施に努めると規定されています。

国の基本計画はどう策定？

内閣府が関係行政機関の長と協議、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて基本計画案を作成、施行後2年以内（平成28年5月31日まで）に閣議決定します。その後は効果に関する評価を蓄え、少なくとも8年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければなりませんとされています。

法律の所管は？

施行当初は、内閣府が基本計画策定と推進に関する事務を所管、施行後3年以内に厚生労働省に当該事務を移管するとされています。